

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部・循環型社会推進課

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			法令番号	昭和45年法律第137号			
手続名	産業廃棄物処理施設（告示・縦覧が必要でない施設）の許可 （設置・変更）			根拠条項	第15条第1項、第15条の2の6第1項			
審査基準	<p>（対象施設） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第2号、第4号、第6号、第7号、第8号の2、第9号、第10号、第11号に掲げる施設</p> <p>（審査基準） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第1項のとおり。</p>							
	受付機関	循環型社会推進課	処理機関	循環型社会推進課	交付機関	循環型社会推進課	標準処理期間（当該期間には閉庁日を含めない） 60日 標準経由期間 日	目次No.